

要 請 書

環境大臣 殿

2018年5月23日

化学兵器被害解決ネットワーク

要請内容：①国内における旧日本軍の遺棄化学兵器等の調査・発見・処理の現況について問う。

② 土壌・地下水の汚染が確認されている事案(神栖市、平塚市、寒川町)の現況を問う

③ 残留ヒ素の処理について問う。

④ 今後の調査と無毒化処理について問う。

遺棄された角度の高い情報のある神奈川県真鶴沖の事案について早急な対策をとる必要がある。

⑤ 戦後遺棄された化学兵器等で被害を受けた人たちに対する対策(医療・生活補償等)はとられているのか。

要請理由：① 2003年環境省はいわゆる「フォローアップ調査報告書」を公表し、それにもとづいて調査・発見・無害化処理をすとしたが、今日に至るまでの調査・発見・処理の結果の報告を求める。

フォローアップ調査報告書以外の新たな調査・発見・回収の事案についての報告もあわせて求める。

② 土壌・地下水の汚染が確認されている事案、それぞれの現況と「有識者会議」の報告書、並びに汚染土壌、汚染水の処理(いつ、どこで、どのように無害化処理したのか)について

③ 残留ヒ素についてどのように処理してきたのか。中国に於ける遺棄化学兵器等の処理は現在継続中であるが、残留ヒ素は「処理できない」として、別途保管されている状態である。国内での残留ヒ素は「別途保管」とは聞いていない。これまでどのように処理されたのか。中国での処理と日本国内での処理の違いの説明を求める。

④ 遺棄された化学兵器について角度の高い情報があるにもかかわらず、神奈川県真鶴沖の事案について、今日に至るまで調査・引き揚げなど行っていない理由を問う。危険度に日々高まっており、早急な対策を講ずる必要があるのではないか。海洋汚染・人的被害を未然に防ぐのが環境相の役割だと思うが、海洋汚染は環境相の所管ではないのか。

⑤ これまで遺棄化学兵器による人的被害は多数にのぼっている。被災被害者に対する対策はどのようになされてきているのか。環境省として被災した住民に対する医療・生活補償などを高ずるべきではないのか。

旧日本軍の作った化学兵器は、今日に至るもその毒性は衰えず、人的被害、環境破壊(土

壤汚染・水質汚染)は今も続いている。安全・安心に人が生きる環境を整えるのが環境相の存在理由である。被害が出る前に手をうつ予防原則のもと、遺棄化学兵器処理の徹底と被害住民の救済を求め、以上要請する。

化学兵器被害解決ネットワーク事務局長・大谷猛夫

